

公布された条例のあらまし

◇静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例

1 制定の理由

静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料について必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 静岡県富士山世界遺産センターの設置の目的及び位置について定めました。（第2条関係）
- (2) 開館時間について定めました。（第3条関係）
- (3) 休館日について定めました。（第4条関係）
- (4) 観覧料について定めました。（第5条、別表第1関係）
- (5) 特別観覧について定めました。（第6条関係）
- (6) 特別観覧料について定めました。（第7条、別表第2関係）
- (7) 観覧料等の減免について定めました。（第8条関係）
- (8) 観覧料等の不還付について定めました。（第9条関係）
- (9) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この条例は、平成29年12月23日から施行することとしました。

◇静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県立浜松学園について指定管理者制度を導入することとし、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 静岡県立浜松学園の管理を指定管理者に行わせることとし、その業務の範囲を定めました。（第4条関係）
- (2) 指定管理者の指定に係る準備行為は、施行日前においてもできることとしました。（改正附則第2項関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

不動産特定共同事業法の改正に伴い、小規模不動産特定共同事業の登録の申請等に係る手数料を新設しました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴い、必要な改正を行いました。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 良好な景観を形成するため、屋外広告物の表示等を原則として禁止する地域について、伊豆縦貫自動車道天城北道路（建設中のものを含む。）の知事が指定する区間を加えるとともに、河川、湖沼及び海岸に係る知事が指定する区域の範囲を拡大しました。（第3条関係）

(2) 特に良好な景観の形成等が必要な区域の名称の見直しを行いました。（第6条の2、第7条関係）

2 施行期日

この条例は、平成29年11月1日から施行することとしました。

◇都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 制定の理由及び内容

都市公園法の改正に伴い、次の条例について引用している条項を改めました。

(1) 静岡県都市公園条例

(2) 浜名湖ガーデンパークの設置、管理及び使用料に関する条例

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。